令和４年４月１日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
母子保健担当理事　三宅　　泉

乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する覚書の一部変更に関する情報提供について

神奈川県医師会より文書が参りましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

「乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する覚書の一部変更」に関する情報提供について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市を除く市町村の協議会となる神奈川県都市衛生行政協議会並びに神奈川県町村保健衛生連絡協議会と本会との間で平成８年に締結し、一部変更を行なっている同覚書について、令和４年４月１日からの診療報酬改定により、乳幼児感染予防策加算50点から０点（-50点）となることから、乳幼児健康診査の健康診査委託料単価に変更が生じることとなり、４月１日以降発効される同覚書を別添のとおり一部変更いたしましたので、情報提供いたします。

お問い合わせ先
地域保健課　担当：堀金
横浜市中区富士見町３－１
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

別紙

乳幼児健康診査委託単価積算内訳

（令和４年４月１日から適用）

区　　分	診療報酬（点）	乳幼児健康診査委託料（円）
1　基本診査料	493	4,930
初診料	288	2,880
乳幼児加算	75	750
乳幼児育児栄養指導料	130	1,300
2　診療情報提供料	250	2,500
合　　計	743	7,430